特別職の報酬などを諮問

「議会議員定数・特別職報酬等審議会」を設置

村では、極めて厳しい財政状況の中で、自立に向けた村づくりの取り組みとして特別職の報酬などの見直しをするため、「議会議員定数・特別職報酬等審議会」を設置し、第1回目の会議を8月31日に開催しました。

会議では、役員選出が行われ、村長から任命された委員の互選により会長に前田勝之さんが、副会長に関根彦孝さんが選任されました。

●諮問事項

①議会議員の定数について

②特別職の報酬などについて

▼村長・助役・教育長の給料月額について▼議会議員の報酬月額および期末手当について▼非常勤特別職の監査委員、選挙管理委員会委員、教育委員会委員、農業委員会委員、消防団員、区長、副区長、行政連絡員の報酬額について

●答申期日 11月末日まで

なお、議会議員の定数については、平成17年5月に議会議長へ諮問し、平成18年3月に「議員定数12名、常任委員会数2委員会」で答申を受けています。

●問い合わせ 村総務課☎49-3111

鮫川村議会議員定数・特別職報酬等審議会委員

（敬称略）

所属	氏名	備考
行政区長	星　一彌	赤坂西野区長
	関根　彦孝	西山区長
	矢吹　堅壽	赤坂中野区長
	宗田　豊	赤坂東野・石井草区長
	鷺野谷　武志	富田区長
	蛭田　吉郎	渡瀬区長
	武藤　明	青生野区長
農業者代表	矢吹　勝美	村農業委員会長
	芳賀　逸義	アグリニュー鮫川会長
商工業者代表	前田　勝之	村商工会副会長
	水野　洋子	村商工会女性部長
勤労者代表	矢吹　仁	村勤労者互助会副会長
	中川西　敏子	鮫川中ＰＴＡ副会長

「健康運動推進員」養成講座を開催

近年、身体活動（生活と運動）量が減少する傾向にあり、交通手段の発達や労働の機械化、家庭生活の電化などにより、身体を使う機会がどの年代層においても目に見えて減少しています。身体活動量不足は、体力や生活適応能力の低下につながり、肥満や生活習慣病などの素因にもなっています。特に、高齢者は身体能力低下の影響を受けやすいといわれ、村内の高齢者の数は、3・3人に1人（将来は2人に1人）という状況です。

高齢になると激しいスポーツはしにくく、体力づくりや健康づくりのための健康運動の実践や生活スタイルの見直しが重要です。村では、年々増加していく高齢者を、できるだけ元気な「お達者」高齢者になってもらえるようにさまざまな事業を展開していますが、これらの事業についてより身近な地域で活動していただくための「健康運動推進員」養成講座を開催します。

この講座では、健康運動を推進するために必要な基礎知識や運動の方法について、正しい理論や方法が学べます。自分や家族のため、地域のためにぜひ学んでみませんか。運動を中心とした楽しい講座なので、男女を問わずご参加ください。

●開催日 ①10月29日(日)／②11月11日(土)／③11月28日(火)［視察研修］／④12月3日(日)／⑤12月10日(日)⑥12月16日(土)

※講座は、午前中のみで、視察研修は、1日を予定しています。

●対象者 概ね60歳代までの方で、次に当てはまる方…▼健康づくりのための運動に興味のある方▼健康づくり、体力づくりの運動を習得したい方▼介護予防および介護業務に従事している方で、からだの正しい動かし方や体操を習得したい方

●内容 健康づくりの運動に必要な基礎知識や健康運動の方法の習得…▼心身の健康と生活との関わり（運動・食事・休養など）▼健康をつくる運動と実際（総論・各論）▼健康チェックおよび運動の効果判定指標の測定と見方▼運動障害の予防と応急処置▼レクリエーションの実際▼健康運動活動の視察研修（山形県）

●講師 医師や健康運動指導士、理学療法士、管理栄養士など

●受講料 無料（ただし、テキストや昼食代などは自己負担）

●申し込み期限 10月20日（金）

●問い合わせ 村住民福祉課健康係（保健センター内）☎29-1231

秋の農作業安全運動実施

平成18年度 9月20日から10月20日まで

実りの秋を迎え、農作業が忙しい時期となりました。コンバインや乾燥機、トラクターなどの使用中や、道路走行中にも常に安全を心がけ、事故を未然に防ぎましょう。

農作業事故ゼロを目指し、次の点に注意しましょう。

●作業の前後には農業機械の点検整備を必ず実施する。

●コンバインなどの作業中に機械の点検・調整、稲わらの除去などをする場合は必ずエンジンを止めてから行う。補助作業者にも緊急時のエンジン停止方法を伝えておく。

●機械の積みおろしやほ場への出入りの際は、転倒・転落に注意する。

●共同作業者の位置や状況を常に確認しながら作業を進める。特に、エンジンをかけたり発進するときには安全確認をする。

●道路走行中は交通ルールを守り、路肩の強度や幅に十分注意する。

●夕暮れ時は早めにライトを点灯し、反射材（低速車マーク、反射テープなど）を利用し、ほかの車から確認しやすくする。

●ゆとりある作業計画を立て、決して無理はしないように心がける。

●問い合わせ 福島県県南農林事務所農業普及部☎0248-23-1563

70歳未満の方の医療制度が変わります

平成18年10月から

●高額療養費の自己負担額が変わります

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計額が高額になった場合、申請して認められると自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。

今回の改正により、70歳未満の方は、10月1日から左表のとおり自己負担限度額が一部引き上げられます。

なお、住民税非課税世帯の方はこれまでと変わりません。

●出産育児一時金が変わります

少子化対策の一環として、被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、現行の30万円から35万円（1児あたり）に引き上げられます。

●問い合わせ 村住民福祉課住民係☎49-3112

●自己負担限度額［9月30日まで］（月額）

	3回目まで	4回目以降 ※2
一般	72,300円＋ 医療費が241,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	40,200円
上位所得者 ※1	139,800円＋ 医療費が466,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	77,700円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

⇩

●自己負担限度額［10月1日から］（月額）

	3回目まで	4回目以降 ※2
一般	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	44,400円
上位所得者 ※1	150,000円＋ 医療費が500,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円（9月30日までは670万円）を超える世帯。
※2 過去12カ月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。
（注） これらの金額は保険適用分のみとなり、差額ベッド代や食事代は含みません。

10月・11月は地産地消月間

「地産地消」で地域経済を活性化しよう

地産地消は、豊かな自然や風土、先人が培った歴史や文化に育まれた農産物など地域の資源を地域みんなで賞味し、守り、育て、地域の活性化のために利活用していく取り組みです。

10月から11月は実りの秋。安全で安心なおいしい食材がたくさん収穫され、県内各地で収穫祭や物産展などさまざまなイベントが実施されます。

この機会に実り豊かなふくしまを実感してみませんか。

●地元のおいしい食材を味わいましょう

県内には果樹や野菜などはじめとして、たくさんの農林水産物があります。地元のおいしい食材を地元で味わうのが「地産地消」の醍醐味です。

●地元のいい木材で家をつくりましょう

地元の木材や石材などを利用し、地元の大工さんがつくる家に住むことも「地産地消」のひとつです。

●地元の観光に親しみましょう

地域の歴史や風土から生まれた名所、旧跡などに出かけ、触れてみることも「地産地消」です。

●地元の商店で買い物を楽しみましょう

地元の商店で、地元の農林水産物などを買うことは、地域の中で物や人が交流することにつながります。地元の商店街が発展することで、地域社会の活性化に結びついていきます。

●問い合わせ 福島県企画調整部総務企画グループ☎024-521-7108